

令和6年度 北海道マスターガイド認定に係る審査申請手続について

北海道では、北海道アウトドア資格制度実施要綱に基づき、技能、経験及び知識に優れ、後進の指導・育成や地域社会に貢献している方で、かつ、当該分野のガイド等から高い信頼や評価が得られている方を北海道マスターガイドとして認定し、アウトドアガイドの技能と地位の向上や、資格制度の持続的運営に寄与していただくこととしており、同要綱及び北海道マスターガイド認定要領に基づき、次のとおり北海道マスターガイドを募集し、認定審査を行います。

1 認定の基準

申請分野における北海道アウトドアガイド資格を、資格取得後の最初の4月1日より起算し、10年以上継続して資格を保有し、かつガイド業務に携わっている方で、次に定める基準をすべて満たす方を認定します。

ただし、山岳（夏山）、カヌージュニアガイド、ラフティングジュニアガイド、トレイルライディングアシスタントの期間は、資格保有期間に算入できません。

- (1) 関係分野に関する高度な知識・技術及び経験を有していること
- (2) 後進の指導・育成に努めていること
- (3) 北海道アウトドア資格制度の推進に貢献していること
- (4) アウトドアガイドやアウトドア関係者からの評価が高く、信頼も厚いこと
- (5) アウトドア活動、観光振興その他の幅広い識見をもって、公的な職務に従事するなど、地域社会に貢献していること

2 人数

認定分野ごとに必要な人数を認定します。

3 認定期間

認定期間は、認定の日の翌年5月31日までとします。

(1年ごとの更新制。今回の認定者は令和7年5月31日までが認定期間)

4 申請方法

認定審査申請に当たっては、次の書類等を期日までに資格制度業務センターに持参又は郵送により提出してください。なお、新規申請手数料は無料です。

- (1) 北海道マスターガイド認定要領第6の1に規定する「北海道マスターガイド認定審査申請書」(以下「申請書」という。)
- (2) 申請書の内容を証明する書類(写し可)
- (3) 申出書
- (4) 北海道アウトドアガイド資格認定等実施要領第2の2(8)に規定する申請分野の「北海道アウトドアガイド資格認定証」の写し
- (5) 申請日を基準として、直近3年以内(有効期間が設定されているものは、有効期間内であるもの)に救急員養成講習(日本赤十字社)、上級救命講習(消防)、MFA ベーシックプラスコース又はこれらと同等以上の内容と認められる救命救急に関する講習等の受講、又は指導者資格保有者であることを証する資格証等の写し
- (6) 本人であることを確認できる書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の写し
- (7) その他必要と認められる書類(写し可)

※認定証の氏名欄に旧姓併記をお求めの方は、別途「旧姓使用がわかる本人確認書類」(例：マイナンバーカード、運転免許証、住民票など)を添付してください。なお、その際の表記は、「姓(旧姓)+名」となります。

5 今年度募集受付期間

令和6年5月31日(金)まで

6 認定審査等

- ・知事は、申請者から提出のあった内容等に基づき認定の可否について審査を行い、審査の結果、申請者が認定基準を満たすと認められるときは、マスターガイドとして認定します。
- ・知事は、提出された申請書により必要な事項に関して調査等を行う場合があります。
- ・知事は、認定を行ったときは、申請者に北海道マスターガイド認定証（別記第2号様式。（以下、「認定証」という。）を交付します。

7 結果の公表等

- ・審査結果は審査終了後、随時公表予定です。なお、認定の可否については申請者全員にお知らせします。
- ・知事は、マスターガイドを認定したときは、そのマスターガイドの氏名、認定分野等を道のホームページ等に掲載し、公表します。

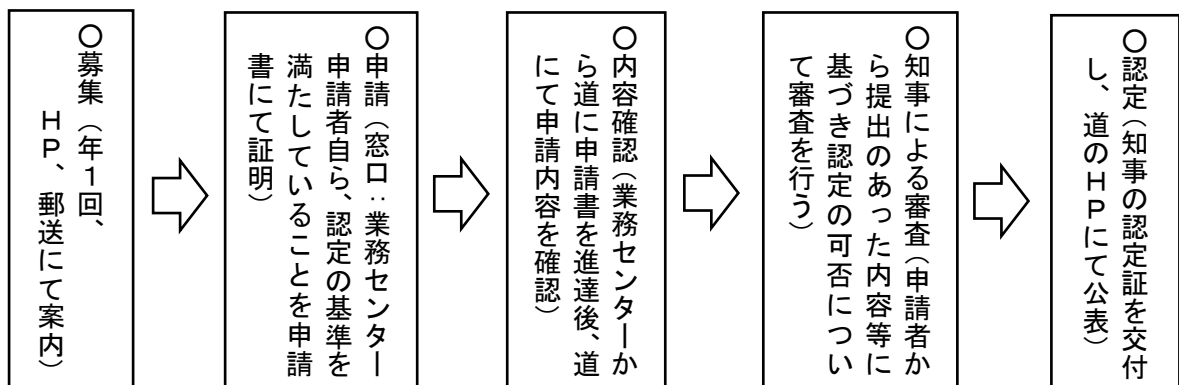
8 マスターガイドの業務

マスターガイドは、アウトドアガイドの技能と地位の向上を図るとともに、資格制度の持続的運営に寄与するため、道のほか、要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センターやアウトドア事業者等からの要請に応じ、次の業務を行っていただきます。

- (1) 認定分野のガイドや事業者のほか、アウトドア活動を担う人材の育成、指導等
- (2) アウトドア活動を安全に安心して楽しめる環境整備等に向けた情報の提供、助言等
- (3) 北海道アウトドア資格制度の運営への寄与
- (4) 北海道のアウトドア活動や北海道アウトドア資格制度の普及啓発
- (5) その他アウトドア活動の振興やアウトドア業界の発展に資する事項についての指導助言等

9 認定の手順

認定の手順については次のとおりです。



10 提出先

〒060-0063 北海道札幌市中央区南3条西6丁目 セザール札幌301
一般社団法人 北海道体験観光推進協議会（北海道アウトドア資格制度業務センター）
TEL 011-222-1412

11 問合せ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部観光局観光振興課 アウトドア資格制度担当：松原
TEL 011-206-6944（直通）
Email matsubara.takumi@pref.hokkaido.lg.jp